

第8回宮城県被災者復興支援会議

日 時：平成26年2月21日（金曜日）

午後1時30分から3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

第8回宮城県被災者復興支援会議 議事録

日 時：平成26年2月21日（金曜日）午後1時30分から3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者：

（会議構成員） 遠藤 智栄 委員 太田 倫子 委員 大滝 精一 委員
風見 正三 委員 鈴木 裕美 委員 立岡 学 委員
紅邑 晶子 委員 吉川 由美 委員 渡辺 一馬 委員

（宮城県関係者） 後藤 康宏 理事兼次長（震災復興・企画部）
熊谷 良哉 課長（震災復興・企画部地域復興支援課）
小林 一裕 課長（震災復興・企画部震災復興推進課）
武者 光明 部副参事兼課長補佐（震災復興・企画部震災復興政策課）
佐藤 謙一 課長（環境生活部共同参画社会推進課）
佐藤 静哉 副参事兼課長補佐（保健福祉部保健福祉総務課）
吉田 信幸 課長（経済商工観光部新産業振興課）

欠席者：木村 正樹 委員 高橋 厚 委員 柳井 雅也 委員

司 会： 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第8回宮城県被災者復興支援会議」を開催いたします。開催にあたりまして、宮城県震災復興・企画部後藤理事から御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部理事兼次長： 本日は、お忙しい中「第8回宮城県被災者復興支援会議」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災発生からまもなく3年が経過しようとしています。この間、県といたしましては1日も早い復旧・復興に向けまして全力を挙げて取り組んでまいりました。しかし、1月末現在で応急仮設住宅に入居されている方は約88,000人、県外に避難されている方は約8,100人となっており、いまだ避難状態が続いているという状況でございます。加えて、新聞、テレビで報道されておりますとおり、一部市町村ではプレハブ応急仮設住宅の底地の借地契約が継続できない等の理由により仮設住宅を集約するという事例もありまして、入居されている被災者の方々には、なお御負担をお掛けしている状況でございます。一方で、その受け皿となります災害公営住宅は今年度末までに石巻市、塩竈市、東松島市、女川町の方で新たに完成し、入居が始まるという状況でございます。

本日、情報提供の中で保健福祉部から「恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例」を報告させていただきます。この報告の中では、恒久住宅移行完了までに起こりうる課題をステージ別、テーマ別に整理しておりますが、なお日々刻々と変化する状況の中で日頃から支援活動に携わっておられる皆様の目線からお気づきの点を御指摘いただければありがたい

と思っております。また、来年度から4年間を計画期間といたしまして「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」を策定しており、本日はその概要や県が平成26年度に取り組むこととしている主な被災者支援策の概要についても各担当課から情報提供させていただきます。

さて、この「宮城県被災者復興支援会議」は、皆様の御協力を頂き平成24年度から実施してまいりまして今回8回目となりますが、これまで本日の情報提供にもごさいます、被災者の方々を幅広く支援する「みやぎ地域復興支援助成金」の成立に向けて御意見・御協力等を頂いたところをごさいます。それから、様々な地域資源の在り方に対する御意見も頂き、我々の活動の中で大変参考にさせていただきました。来年度からは、これまでと少し形を変えまして被災地に実際に出向き、被災者や支援活動をなさっている方々の声をお聞かせいただきながら意見交換を行うという方法を検討しております。本日の会議の後半では、来年度以降に向けた会議の持ち方等につきましても皆様から御意見を頂き、各種意見交換をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

司 会： 本日の会議でございますが、県情報公開条例に基づきまして全面公開とさせていただきます。また、傍聴に際しましては配布いたしました傍聴要領に従うようお願いいたします。写真撮影・録画等につきましては、会議の妨げにならないようお願いいたします。それでは、前回第7回会議の概要等につきまして事務局より御報告させていただきます。

事 務 局： 地域復興支援課熊谷でございます。

資料1を御覧ください。前回の振り返りということで簡単に御説明したいと思います。前回は、起業をテーマに意見交換をさせていただきました。内容としては、震災をきっかけに起業いたしました亙理町の女性グループWATALISの取組について、代表の引地様から御紹介いただきました。高い品質と亙理の伝統、文化を生かした取組で、三越にも取り上げられるまでになったというような御紹介を頂いたところをごさいます。めくっていただきまして、2ページの(2)でございますが、パソコン教室やITサポートを中心とした起業支援を行う株式会社ゆいネットの稲葉社長から御説明いただきました。ゆいネット様は、平成23年度から仙台市の「地域ビジネス創出事業」を受託し起業化支援を行っており、座学のほかチャレンジカフェ等の具体的な活動をしている団体ですが、参加者の15～20%の方々が実際に起業しているという御説明を頂いたところをごさいます。(3)においては、県の事業「震災復興起業支援事業」の概要を御説明させていただきました。この事業は、年度途中からということもあり「短い期間での起業はなかなか難しいのではないか」、「成果を十分に上げられるのか」という御意見を頂きました。国庫補助100%の単年度事業となりますが、この事業により被災地には約2億円余りのお金が回っていくということでございます。本

格的な復興に向けて、起業にチャレンジすることを後押しする事業と御理解いただければと思います。簡単ではございますが、以上でございます。

事務局： それでは続きまして、次第の「4 情報提供」に入ります。ここからは、座長の大滝先生に進行をお願いします。よろしく願いいたします。

座長： 座長の大滝です。

これから、県の情報提供に入りたいと思いますが、先ほど冒頭でもお話がありましたように、この委員構成で今日も含めて8回行ってきた支援会議も、このようなやり方については今日で終了ということになります。この後は、会議の持ち方を変え、別のやり方で進めていくということですので、そちらについてもどのような進め方が望ましいのか皆様から御意見を頂きたいと思えます。ひとまず、今日も含めて8回に渡って行ってきた支援会議で議論された中身について、県がどのような対応を取ってきたかということの具体的なお話が本日出てくるかと思えますので、是非忌憚のない御意見を頂ければと思っております。

それでは早速ですが「4 情報提供」に入りたいと思えます。情報提供の一つ目として、保健福祉総務課より「恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例」につきまして御説明頂き、その後意見交換をお願いしたいと思います。それでは、保健福祉総務課より説明をお願いいたします。

保健福祉総務課長： 保健福祉総務課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2を御覧ください。保健福祉部では、昨年12月に「恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例」を作成いたしました。この資料は、主に保健福祉分野における支援活動の中長期的な課題と課題解決に向けた取組例をステージごとに整理したものでございます。まもなく東日本大震災から丸3年が経過いたしますが、「今後、仮設住宅から災害公営住宅と支援活動のステージが変化する中で、先を見据えた取組目標と共通認識が必要である」という現場の生の声から生まれたロードマップでございます。保健福祉分野では、平成25年度以降大きく3つの課題が顕在化しております。一つ目が、不自由な仮設生活の長期化に伴う被災者の体の健康・心のケアの深刻化の問題でございます。二つ目が、自立再建が困難な被災者にとって終のすみかとなる災害公営住宅への移行が加速化されることに伴う新たな支援体制構築の問題でございます。三つ目として、復興の進捗状況の相違による市町の支援格差の問題となります。こうした背景を踏まえ、資料の2ページ、支援活動全体のイメージ図を御覧ください。被災者が抱える主な課題とそれに対する相互的な支援活動の必要性をイメージ図として整理したものでございます。まず被災者が抱える課題ですが、左下に記載のとおり、被災者は様々な課題を抱えて日々の生活を送っております。中でも、特に心の健康状態を表す国際的指標のK6につきましては、重症精神障害に相当す

る13点以上が平成23年度、24年度に実施した健康調査の結果9.6%、9.5%といずれも高い数値を示しております。単純比較は禁物でございますが、全国調査においてはK6が13点以上というのは約3%でございますので、被災地では約3倍に及ぶ住民の方々が重症精神障害に相当する結果となります。こうした状況を踏まえ、地域資源を有効活用した総合的かつ効果的な被災者支援が行政に求められているところでございます。資料中央を御覧いただきたいのですが、現在、保健福祉部においては健康支援とそれを支えるコミュニティづくりを二本柱として打ち出し、被災者の心と体の健康、孤立や孤独防止のための地域づくり、生きがいづくりをサポートしております。特に、社協や市町村保健師等のコーディネーターを通じて関係者同士を繋いだり、働きかけを行ったりすることで、地域で支援活動を行う人や団体がそれぞれの役割分担を認識した上で課題や目標を共有し、連携して被災者支援を行えるように努めております。さらに、こうした活動をまちづくり、地域づくり担当部門や産業経済担当部門等と連携して行うことで総合的な支援へと繋げていきたいと考えております。資料の1ページ「恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例」を御覧ください。ここで言う恒久住宅とは、災害公営住宅や再建した自宅のことを意味しており、仮の住みかである仮設住宅の対義語として表現しております。「1 作成経緯と目的」を御覧ください。先ほど御説明いたしました、健康支援とそれを支えるコミュニティづくりの二本柱につきましては、目先の短期的支援だけではなく中長期的視点を持った活動が重要であるとの御指摘を頂いております。そうした御指摘を踏まえ、「2 対象時期」は、三つの視点に区分しステージの特性や課題を踏まえた取組が可能となるように整理をしたものでございます。Ⅰが仮設住宅での生活期、Ⅱが仮設住宅入居者の退去が始まる時期、Ⅲが恒久住宅への入居期となります。「3 活用方法例」を御覧ください。こちらについては、本庁や保健福祉事務所、市町村が共通認識を持つためのツールとして、また具体的な被災者支援活動計画を立てる際の参考として、さらには市町村が地域保健活動計画を建てる際の参考資料として活用例を想定しております。この資料は、阪神淡路大震災の資料を参考に宮城県の保健師等の現場専門職の生の声を踏まえ、県の保健福祉部で原案を作成させていただきました。さらに、外部の有識者、例えば兵庫県心のケアセンターの方々、国立保健医療科学院の方々、それから東京大学高齢社会総合研究機構の先生方や現場で活躍する市町村職員の声も盛り込んで作成しております。3ページの総括表を御覧ください。各ステージにおける主な課題と対応の流れを記載しております。健康支援とコミュニティづくりの二本柱を打ち出しております。まず1本目の柱となる健康支援につきましては、健康状況の把握、健康の保持・増進、アルコールを含む心のケア、それから感染症、生活不活発病予防、母子、障害者、高齢者、医療体制の確保という九つのカテゴリーに区分してそれぞれ整理しております。2本目の柱となるコミュニティづくりにつきましては、地域の状況把握、孤立・孤独の防止、地域

づくり、いきがづくり、市町村外避難者、生活再建という六つのカテゴリーに区分してそれぞれ整理しております。それぞれのステージごとにきめ細かな支援が受けられるよう課題となる事項を整理しております。詳細の4ページから11ページについては割愛させていただきますが、カテゴリーごとに課題、目標、取組例、取組主体、活用できる事業等を一覧にして整理しております。最後になりますが、主に平成23年度は避難所での生活支援、平成24年度は仮設住宅での生活支援、平成25年度は仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴う生活支援と、刻々と支援のステージが変化しております。平成26年度以降は、支援のステージや市町による格差が生じないようにすることが最大のポイントになり、ステージの違いや市町の格差是正を意識したきめ細かな支援がますます重要となってまいります。今後も、現場の生の声を反映し、新たな課題にも対応できるよう本旨をブラッシュアップさせながら定期的に更新してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

座長： ありがとうございます。最初の情報提供ということで御説明を頂きました。今の情報提供について意見交換をしたいと思いますがいかがでしょうか。

風見委員： 徐々に具体的な支援策が見えてきて、制度を整えつつある状況だと思います。今御紹介いただいたまちづくりと健康の視点に加えて、もう一つ防災の視点が非常に重要だと思っております。いくつかの自治体においては、まちづくり、健康、防災の三点が絡み合い、しっかりとしたコミュニティができることで健康維持に繋がり、また事前に病気を防ぐような生活習慣をすることでそれ自身が孤立を防ぎ、自治体の防災のインセンティブ機能、さらに防災のネットワークが繋がるというように、三つの機能を絡めた政策が実際に作られています。こちらの制度においても、そのようなことを踏まえているとは思いますが、念のため指摘をさせていただきました。

それともう一つ、震災以降特にバラバラになってしまったコミュニティをどのように繋げるか、また形成されつつある新しいコミュニティの維持を誰がしていくのかという母体の問題があります。今後、それらについてはコーディネーターやステークホルダーがやっていくのだろうと思いますが、最終的にはまちづくり協議会や自治会なのか、母体となる組織のイメージが非常に重要ではないかなと日々思っておりましたので、今までの会議の中で議論があればお聞きしたいと思います。また、そのためには庁内の横断的な取組が必要になると思いますが、最終的なマネジメント組織を見据えた制度づくりが必要かなと思われましたので、その点質問と御意見の両方をさせていただきました。よろしく申し上げます。

保健福祉総務課長： 一点目が防災の視点について、二点目がコミュニティの形成についての御質問かと思えます。一点目の防災の視点については、たしかにここでは表

に出てきていないのですが、保健福祉部において別途昨年12月に災害弱者のガイドラインを作っております。健康支援とコミュニティづくりをしても、そこに災害弱者をどう溶けこませていくかという問題がありますので、災害時に近所、自治会や協議会がどのように災害弱者の避難を行うかという視点も盛り込んでおり、防災の視点も意識しております。それから、二点目のコミュニティの形成を誰がしていくのかということとは大きな問題でございます。例えば、仙台市では災害弱者の避難誘導のときに今までは市町村が行っていたのですが、なかなか市町村だけではやりきれないため、地域の自治組織を生かした上で町内会等に落とし、名簿を町内会から市に上げるという形を取っているという話も聞いております。したがって、行政だけでやる部分と、自治会、まちづくり協議会、町内会やNPOがきちんと連携しながらやっていく部分と両方が必要になるかと思われまます。

事務局： どのまちづくり協議会でも、新しいまちづくりを誰がやっていくのかということについて議論になっております。行政やコンサルが指導する場合、大学の先生たちが入って指導する場合、あとは住民の皆様が自らやろうとしているところ等、その考え方、手法は地域ごとに様々あり今は過渡期なのだろうなと思っております。地域復興支援課といたしましては、例えば復興応援隊で人手のなくなったところへ意欲のある方々に入らせていただき活動の支援をさせていただいております。行政としては、住民発露の活動をいかにサポートしていけるのかということが今後の重要なキーワードになってくると思っております。行政の方からこうしたら良いのではと押しついたり提示したりというやり方ではなく、なるべく住民自らが考えて行動していただく方向に支援の手を広げていきたいと思っております。

風見委員： ありがとうございます。十分議論されて中に含みがあるのだと思います。復興計画を作りそれぞれ実行する段階では、まちづくり協議会や自治会にどう下ろすかということが一番争点になるので、地域の自治的組織を戦略的に自治体経営組織に変えていくとともに、単にボランティアではなく地域の事業を起こしてソーシャルビジネスやコミュニティビジネスという形で地域において雇用を作っていくことが重要になります。そのような意味で、母体が今一つ見えていないという現状がありますので、この会議も一歩進んだ支援措置を念頭に置きながら進めていけると大変良いのかなと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

立岡委員： 実際に、私たちはプレハブにお住まいの方々のところに訪問して現状課題等を認識しているところですが、基本的にやっていることはどこも同じで、課題がたくさんあるかと思ひます。そのような中、地域において要支援者を見ていくという意味で、国においては「生活支援サービスコーディネーター（仮称）」を養成し孤立している方々や様々な課題を抱えている方々の対応

をしていくと考えているようなので、今後、そのような国の制度へ移行できるような人材を育てていくということが必要なのかなと思っています。当然ながら要支援者は高齢者の方が多いわけですから、今後の制度を見据えた人材づくりが必要なのではないかと思います。また、その点について、被災関連のお金がなくなったときに制度上どのようにしていこうと見据えているのかなと思ったので、考えがあれば教えてもらいたいと思います。

保健福祉総務課長： 御意見ありがとうございました。今の視点は大変重要なところで、我々も課題として捉えております。取組例の中で三つにステージを分けたと説明させていただきましたが、Ⅲの恒久住宅への入居期については、1年で切らせていただいております。これは、1年でワンクール回り落ちてくるだろうということと、地域移行が大事だと思っているためです。やはり、行政としてできるところ、求められるところは地域のコーディネートになりますので、行政だけでいつまでもやるのではなくて、地域の人材活用と人材を育てていくという視点が大切だと思います。この取組例は主に保健師が中心になってまとめておりますが、県内にいる130人前後の市町村の保健師だけで全県を見ることはとても無理なので、それぞれの地域でできる方を育てていくということが必要になります。サポートセンターでは、臨時の職員さんを敢えて被災者から雇い被災者同士で見守る体制を作っておりますが、このようにお互いに励まし合い意識を醸成していくという形が大事なのかなと思っています。あとは、地域包括ケアという大きな介護の問題がございます。今は過渡期でまだまだ立ち上がりの段階ですが、意識の醸成と人材の育成が大きな二本柱になるのかなと思います。

立岡委員： 信頼構築を行い、被災者支援を行う人材を育成した上で、コーディネーターに移行できるような取組を行ってもらえると良いと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

吉川委員： 仮設に住みながら商売をしていらっしゃる方は、「仮設にはもういたくないから自分で家を再建したいが、商売との関係でどのようにしたら良いかわからない」と大きな悩みを抱えています。多くの方がまちづくりとの関連で今後の生活が見えず、様々な悩みが複合的に絡んでいるように感じます。このようにきちんと整理されると見やすいのですが、実際、問題は非常に複合的で、コミュニティとか健康とか一概にそのようには言えない問題を持っていると思います。

今、大崎ではお医者さん、看護師さん、介護士さん、そして地域の人と一緒にワークショップをやりながら人材を育てていこうという取組をしています。我々は、震災直後から「ドクターも一般の人も同じテーブルに着き、地域の医療や福祉をどのように支えていくか考える場を各地域に作る事が大切だ」と行政の方たちに申し上げてきたのですが、なかなか理解しても

らえませんでした。そのような中、国が力を入れてモデル事業をやっていくということから大崎で素晴らしい形でスタートしたものです。今まではこのような場はなかったのですが、ここに来てお医者さんたちが非常に動いてくださっているのです、これから何かが変わっていくのではないかと感じています。このようにフラットに話し合える場を月1回でも2か月に1回でも作ることで、複合的に支える意識が地域に芽生えていくと思います。やはり1つの悩みだけを持っている人はいなくて皆様複合的な悩みを持っている状況において、トップダウンでいつも指示された保健師さんが行くという姿からもっと違う形にならなければいけないと思っていますが、このプランではそのような場の持ち方が見えないなど感じるのです、是非、小さくても良いので医療、福祉、コミュニティが複合した場を作ることの大切さを啓蒙していただけたらと思います。そして、今大崎でモデルケースとしてスタートしていることがまとまってきたら、それに倣い意識を高めていくような場を作っていただければと思います。

保健福祉総務課長： 確かにこのプランは保健師さんの視点が大きく入っていますので、まちづくりや産業経済に関する部分が薄いのかなというところがございます、御指摘いただいた後に肉付けをしているという段階です。ドクターが来るというところまでにはなかなか至っていないのですが、例えば県外に避難している方に対する場の設定や、被災して南三陸町から内陸へ移行している方に対し、南三陸町の保健師さんが来て交流会等の場を設定しているところはございます。それから、保健福祉部では町の保健室ということで、ジャスコやイオン等大きなショッピングセンターで日曜日の朝9時から午後3時まで被災者が集まれる場を作っているところですが、これからも場の持ち方を検討していきたいと思っています。今回の取組例についてはあくまで保健福祉分野中心で、支援する側の共通認識、共通課題を持ちましょうという視点で作っていることもあり、足りない部分もあります。後ほど震災復興・企画部から説明がありますが、お手元の「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」に掲載のとおり、様々な課題を抱えている現状において我々支援する側の行政が総合的支援の窓口としてどのようなことができるかということ学びながら進めているところでございます。今日頂いた御意見を踏まえて、課題、取組例をブラッシュアップしていきたいと思っています。

吉川委員： 互助の取組を行いたいというお話がありましたが、そのときに区長さんが弱い人を見守る、助けるというような一方的な見方が蔓延しているように思います。そうではなくて、もっと互助の場は対等でなければならず、ドクターが上にいるとか区長さんが上にいるということではないと思うんですね。みんなが対等に話せるような場はお互いをとても助けますし、被災した方が逆にそのような場で他の人を見るのが生きがいにもなるので、互助の場はそうようにあってほしいと切に願います。

座 長： それでは、二つ目の情報提供「平成26年度の施策」に入りたいと思います。進め方としては、まず県事業についてそれぞれの担当から説明をお願いし、各課の説明の後にそれぞれ5分程度の時間を設け、施策に関する質問や確認をしていただきたいと思います。すべての課の説明終了後にまとまった時間を取りまして、その時間に意見交換をしたいと思います。それでは、初めに震災復興政策課より「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【再生期】」について、説明をお願いします。

震災復興政策課長： 震災復興政策課の武者と申します。

資料3を御覧ください。まず、宮城県では平成19年3月に「宮城の将来ビジョン」という長期総合計画を策定しております。富県共創・活力とやすらぎの邦づくりを理念としまして、富県宮城の実現、安心と活力に満ちた地域社会づくり、さらには人と自然が調和した美しく安全な県土づくりの3つを県政の推進基本方向として展開してきたところですが、東日本大震災を受け、復興への道筋を示すため復旧にとどまらない抜本的な再構築を基本理念とする「宮城県震災復興計画」も策定しております。この震災復興計画は平成32年までの10年間としていまして、平成23年度からの3年間を被災した市を中心に生活基盤や公共施設の復旧を行う復旧期、また平成26年度からの4年間を生活支援やインフラ整備を充実させる再生期、さらに平成30年度から32年度の3年間を県政の発展に向けて戦略的に取り組む発展期という期間に区分しているところでございます。宮城の将来ビジョンと震災復興計画という2つの長期計画が存在するということになりましたので、この2つを推進していくために、平成24年3月に「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」を策定しているところでございます。この実施計画に基づきまして市町や民間団体の方と連携して実施計画を推進してきたところですが、今回平成26年度から再生期を迎えるにあたりましてこの期間の中期的な実施計画を策定したものでございます。1ページを御覧ください。真ん中に「実施計画【再生期】のポイント」がございまして、「4 目標指標」ですが、宮城の将来ビジョンの推進に向けた130の目標指標と震災復興の推進に向けた50の目標指標を設定したところであります。「5 掲載事業」につきましては、計画期間内に優先的、重点的に取り組む事業といたしまして全体で718の事業、その事業費として3,404,451百万円を見込んでおります。また、震災復興実施計画の推進に向けては496事業、総事業費として3,041,840百万円を見込んでおります。「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」と「震災復興実施計画」では165の事業が重複しておりますので、165を抜いて718事業になるということです。2ページになりますが、計画期間については先ほど申し上げたとおり再生期を4年間としており、構成については第1章から5章までの章立てとしております。次に3ページを御覧ください。第2章ということで、「復旧

期実施計画推進状況」を記載しております。復旧期の3年間においては新たに制度化された財源や特区制度等を最大限に生かしながら、県民生活や経済活動の基盤となる公共施設の復旧や住まいの確保等被災者の生活再建と生活環境の確保、地域経済の再生及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応を大きな柱として取組を進めてきましたこと、被災自治体の職員や民間事業者等のマンパワーや資材不足により、復興のまちづくり等において進捗が遅れが生じているということを記載しております。さらには、児童生徒の不登校率の上昇と学力の低下、高齢者の要介護率の上昇等について記載し、1日も早い復興を県政の最優先課題としております。また、この復旧期で主要施策に掲げておりました七つの政策分野ごとに現状と課題を整理したものを5ページまで記載しておりますので後ほど御覧ください。続きまして、6ページは「第3章再生期における政策推進の基本方向」となっております。ただいま申し上げました復旧期の検証を踏まえ、再生期においては迅速な震災復興と将来ビジョンの3つの柱を加え、四つの柱からなる政策推進の基本方向を定め、これに沿って取組を進めてまいります。次に9ページ、10ページを御覧ください。「第4章将来ビジョン・震災復興実施計画」、 「第5章震災復興実施計画」において、将来ビジョンの33の取組と震災復興計画の七つの分野について記載しております。次に11ページを御覧ください。最初に御説明いたしました将来ビジョン関係の目標130項目、震災復興関連の目標事業50項目について、基本方向ごとの設定状況でございます。震災復興関連の主な指標として、12ページに災害公営住宅の整備戸数、基金事業における新規雇用者数等主要政策7分野の主な10項目を記載しております。次に13ページを御覧ください。実施計画の掲載事業ですが、合計で718事業、震災復興については15ページ上の表のとおり496事業、そのうちビジョン事業と重複している165の事業があるということでございます。主な事業の内容や平成26年度の予算額につきましては、将来ビジョン関連は14ページ、復興関連は15～21ページに記載しております。なお、この後担当課から、被災地における支援関連の各事業について御説明申し上げますが、これらの事業につきましても震災関連事業といたしまして実施計画の方に盛り込み、県として優先的に取り組んでいく事業としております。私からの説明は以上です。

座長： どうもありがとうございました。ここまでで質問等ありますでしょうか。

吉川委員： ビジョンの頭に付いているであろう「宮城県のビジョン」とはどのようなものでしょうか。

震災復興政策課長： 宮城の将来ビジョンの10年後に目指す将来像としましては県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城。宮城に生まれ育った人や住んでいる人

が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城としております。被災された市町だけではなく、宮城県全体で必要な施策に取り組んでいくことで、ビジョンに掲げる県全体の将来像を目指していくことを考えております。

吉川委員： 産業が発展することで、幸福な暮らしができるということなののでしょうか。お金を稼げば県民が幸せに暮らせるというように聞こえてしまうのですが、そうではないと思うんですね。お年寄りも安心して笑顔で暮らせて、子どもたちも安心して自分の興味があることに専念できる。そのような心豊かに生きることのできる県土が私たち県民が求めているものだと思います。そのためには、働く空間が必要だから産業も発展しなくてはいけないし様々なことがなされると思いますが、人々が幸せなのかということ各事業でもっと考えてほしいと思うんです。例えば、教育分野でも心のケアといえはケアする人を送り込む、またはスポーツというようなことが書いてありますが、子どもたちの心のケアをするときにはどのような授業が必要で、子どもたちがどのようなことに取り組めば本当に心が癒やされるのかということを考える必要があります。ただケアをする人が行けば癒やされるわけではないと思います。手段がそのようになっていないのかもしれませんが、特に教育分野においてはノーケアで反省がないままこれまで来ていて、上塗りのビジョンになっているのではないかと思います。

風見委員： 全体をまとめるものとなると網羅的に書かなければいけないのでこうなりがちですが、どこに重点的に力を入れていくのか、どのような論点を社会に提示していくのかという部分が一番重要だと思います。強調したい部分がどこにあるのかが見にくいという意味で、ないと言っているわけではないのですが、せっきく具体的な施策があるのにどこに焦点を当てるかという部分が見えないので、もう少し工夫が必要だと思います。

県の教育部門からも支援を頂きたいと思っているのですが、今、東松島で森の学校というものに取り組んでいます。これは、高台移転をして地域の中で地域資源を使いアイデアのある木造の校舎を造るというのですが、新たな施策を考える際には、地域づくりの中で学校をどのように位置付けるのか、これを具体的な施策にどう結びつけるのか、そのために強調する言葉はどこに配置するのかということ意識し、具体的な宮城県のビジョンやキーワードが見えるようにしてほしいと思います。そして、地域資源を持っている宮城らしい発展の仕方というものをみんなが共有し、地域に根付いた経済、地域の自立を促すようなコミュニティビジネスやソーシャルビジネスを推進してあげれば良いと思いますので、重ねてお願い申し上げます。

太田委員： 東日本大震災の被災地はそれぞれ地理的な特徴を持つ広範囲に渡っていて、

宮城県独特の被災の状況があったと思いますので、宮城県として特色あるものを出していきながら宮城県の被災の状況から学んだことをビジョンの中に生かしていくと良いのかなと思いました。

座長：ほかの皆様から御質問等がなければ、続きまして震災復興推進課より生活支援に関する対応策についてお願いします。

震災復興推進課長：震災復興推進課の小林と申します。

それでは、お手元の資料4に沿って簡単に御説明させていただきます。こちらの「被災者（仮設住宅入居者等）の生活支援に関する対応策一覧」につきましては、被災者の方々の生活支援に関する県の関連施策を「住まいと生活基盤」、「暮らし」、「仕事と経済」の分野ごとに時系列で整理したものでございます。（案）となっておりますが、これは平成26年度につきまして現在開会中の県議会に提案している予算案をベースとして整理しているためです。個別事業につきましては全体で60の事業を掲載しておりますが、平成25年度実施事業のほとんどの項目について平成26年度も継続する内容となっております。一番右側の備考欄で新規事業と拡充事業について記載しておりますが、これらについて若干補足説明をさせていただければと思います。新規事業については二点ございます。一つ目が「2 暮らし」の「③健康維持」欄の一番下にありますが、「地域包括ケアの推進」でございます。こちらにつきましては、医療、介護、予防、生活支援等の他職種連携による先進的な取組を進め体制整備を図っていくという事業でございます。新規事業の二つ目は、同じ「2 暮らし」の「⑥交通手段」の一番下にございますが「仙石線・東北本線接続線整備支援事業」であります。これにつきましては、震災復興の一助として石巻・仙台間の所要時間の短縮を図るため、仙石線と東北本線の接続線の整備に関して支援を行うという事業でございます。このほか拡充事業が5項目ございます。初めに、同じ2番の「④コミュニティ」の中段にありますが、「復興活動支援事業」につきましては復興応援隊や復興支援専門員の拡充をするものでございます。その下にある「みやぎ地域復興支援事業」については後ほど説明がありますが、多様な被災者の支援活動を担っていただいている団体等に対する助成事業を拡充するものでございます。また、「2 暮らし」の「⑧教育全般」の二番目と三番目にある「登校支援ネットワーク事業」、「生徒指導支援事業」につきましては、宮城県の不登校率が中学生で全国ワーストとなったということもございまして、来年度につきましてはスクールソーシャルワーカーの増員や生徒指導支援員の増員等の体制を更に強化するというものでございます。それから、最後になりますが2の「⑭県外避難者」の欄がございます。これまで様々な情報提供や交流会の開催等をやっておりますが、来年度からは県外避難者の全世帯に対して県から毎月1回「復興定期便」という形で直接情報を提供しまして、情報提供体制を強化するというものでございます。

また、お手元に「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」をお配りしておりますが、こちらは支援制度の概要や相談先等を整理したものでございます。毎年内容を更新しております、一昨年、昨年に続きまして3回目の作成となります。全体で6万3千部ほど作成いたしまして、1月下旬からみなし仮設住宅含むすべての応急仮設住宅、県外避難者の全世帯に配布をいたしております。また、市町村や関係支援団体等にも配布をしているところでございます。御説明いたしました事業等については、県庁内の関係各課で情報共有いたしまして、連携しながら具体的な取組を進めていくこととしております。以上です。

座 長： ありがとうございます。これにつきまして質問、確認等があればお願いいたします。

立 岡 委 員： 「3 仕事と経済」のうち「①就業・雇用」の「緊急雇用創出事業（震災対応事業）」について、こちらは平成26年度末で実線が切れていますが、平成26年度末で終わるのでしょうか、それとも実際には平成27年度まで続くのでしょうか。厚労省の被災対応に関する予算の資料を見ると、「平成26年度末までに事業を開始した場合については平成27年度末まで事業が実施できる」と書いていたので伺いたいと思います。

震災復興推進課長： 詳細については把握していないこともありますが、緊急雇用創出事業に関しては何種類かメニューがあるため、取扱いと財源措置、それから継続の年度の示され方が微妙に異なっているという状況があります。それから、毎年度国の予算編成と併せて翌年度の構成が明確に示されるということもございますので、今回は確実な平成26年度までというところを実線で示したのではないかと思います。なお、詳細については確認をさせていただきます。

立 岡 委 員： 被災に対するお金が出ているのであれば、当然こちらとしても使えるお金は活用し、国に基金の積み増しをお願いしていきたいと思いますので、確認のために聞きました。

震災復興推進課長： 県といたしましても、緊急雇用の関係については国に継続的な実施を求めておりますので、今後とも強く要望をしていきたいと思います。

座 長： 他に御質問等なければ、次に「みやぎ地域復興支援助成金」について情報提供をお願いします。

事 務 局： 資料5を御覧ください。事業名としては「みやぎ地域復興支援事業」ということで、2か年目になります。今年度、当初は120,000千円で事業をスタートしたのですが、たくさんの応募があったため補正予算を組

ませいただき、235,000千円で事業を実施しております。26年度当初予算といたしましてはそこから少し積み増しをすることができまして、255,000千円で事業を実施してまいります。事業の中身については、被災者の支援を行っている支援団体の活動継続のための資金助成という位置付けにしておりまして、スキームとしては、今年度同様総合タイプと特定タイプで考えております。総合タイプは助成額上限10,000千円、下限3,000千円としており、特定タイプは法人格を持たない任意団体、町内会等も該当させるということで、上限3,000千円、下限500千円の範囲で実施していただくこととしています。様々な支援事業がほかにもあるわけですが、人件費の計上を認めているという特徴があるのでたくさんのお応募があったのかなと思っています。25年度については、県内支援37団体、県外支援17団体の合計54件、221,365千円の交付決定をさせていただいております。ちなみに、石巻で13団体、気仙沼で5団体、南三陸で5団体と被災地で多く活用していただいているわけですが、中身としては仮設住宅の皆様への支援、新しいまちづくりに向けた取組に対する支援の大きく二つに分かれます。次年度も、コミュニティの支援という部分を含め対応してまいりたいと思います。以上です。

座長： ありがとうございます。これにつきまして質問等あればお願いします。

紅 邑 委 員： これまでの2回の募集で、2回目では採択されたとのことですが、1回目は仙台で被災地支援をしているところがなかなか採択されなかったもので、その辺りはどうなっているのかなと思っています。方向性としては、ここに書いてある目的に合致していればどこに拠点を置いていても対象になると思う中で、一つ気になることはほかの助成団体の応募状況を見てもわかることですが、被災地支援と元々ある地域の課題解決という点で重なっている提案が増えているように思うんです。26年度においてこれだけの支援助成がされるというとき、何を持って判断基準にするのか、前回とあまり変わらないのか、それとも少し変えていくのか、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

事 務 局： 基本的には、被災地の支援という同様の判断基準で考えております。あとは、この会議でも、支援助成によって活動が後々に残るようなものに対して支援をしていくべきではないかという御意見等を頂いております。沿岸部に集中している状況にはなっておりますが、県としても、それらの活動が被災地への支援に結びつくかどうかという判断基準で見させていただいておりますので、基本的には判断基準は変えないでいこうと思っています。

紅 邑 委 員： また別の形で自然災害が起きたときに広域的な連携が求められてくるので、実は内陸からの支援もとても必要だと思っています。その辺りも検討に入れ

ながら判断していただくと、先を長い目で見たときに、地域を支える担い手支援に繋がるのかなと思っております。

事務局： そのような観点も必要だと思いますが、1回目は120,000千円の予算に対して880,000千円の応募、2回目は110,000千円の予算に対して550,000千円の応募があり、合わせて250件くらいの申請が挙がってきている状況で、より被災地の復興に役立つものという観点から選んでいきますと、結果として沿岸部が多くなったというところはあったかなと思います。ただ、今の視点は今後の選定の際に考えていきたいと思えます。

渡辺委員： パーソナルサポートセンターさんが実施した、被災3県の団体がいくら調達してどこまで大きくなったのかというデータをこの前じっくり見る会をさせていただきました。結論から言うと、R&DをしたNPOは規模も大きくなり生き残れるが、R&Dをしていないところはほとんど生き残れないということがわかるので、例えば助成先の審査の際も、去年手を挙げてきたところが今年も手を挙げてきた場合、そのようなことにエネルギーを使っているかどうかということを見るべきポイントになるのかなと思います。その上で、どのようなところがきちんと生き残ったのかということ把握して、もっと先の段階において同様のことをやるとなったとき、見るべきポイントとして認識している必要があると思えます。

ということ片一方では思いつつも、何でも良いからお金を付けて続けなければいけないというところに対しては、難しいのかもしれませんが内部留保のような形でR&Dに係るお金が取れるようになっているのでしょうか。そうでないと、結局いつまでもR&Dができないということになってしまうので、課題解決を突き止めるというところに対してもっとドライブがあっても良いのかなと思えました。

座長： ありがとうございます。続きまして、共同参画社会推進課から「震災復興担い手NPO等支援事業補助金」について御説明をお願いします。

共同参画社会推進課長： 共同参画社会推進課の佐藤と申します。

資料6を御覧ください。先ほど御説明があった「みやぎ地域復興支援事業」と非常に似た事業ですが、一番の違いは内閣府から頂いている交付金を財源としているため、仕組みや補助率は国の制約を受けるという形になります。大きく二つに分けられるのですが、一つ目は委託事業の「基礎的能力強化事業」です。中間支援組織等を通じNPOに対して公認会計士、税理士を派遣し、NPOの能力を高めたり研修事業を委託するものです。二つ目の「運営力強化実践事業（補助事業）」は、震災復興・企画部の事業と非常に似ているのですが、NPOが実践的に行う復興活動について助成を行うというも

ので、26年度については多少25年度と違いが生じる予定となっております。予算額67,500千円は補助金の金額になりまして、補助率については今年度10分の9で行っていますが、現時点の情報では26年度は10分の8になる見込みです。補助上限額は現在13,500千円なので、NPOが実施する事業費ベースでは15,000千円までの事業ができますが、26年度については同じ15,000千円の事業を実施する場合の補助金は12,000千円になりそうだと情報が入っております。それから募集時期ですが、26年4月中旬から募集を開始して、6月中には事業を開始できる状況に持っていきたいと思います。ちなみに、審査員による書類審査とありますが、こちらは補助金の交付先の選定について7人の外部審査委員の方々にお願いしておりまして、大学の先生、福祉関係者、商工業関係者、商工団体から集まっていたいただいた7人の審査委員による一次審査、二次審査を経て決定するという手順で行います。25年度の実績で申し上げますと、応募事業数64件に対し最終的に採択されたのが8件でございまして、裏面に実際採択された事業を簡単にまとめておりますので後ほど御覧ください。以上です。

座長： ありがとうございます。こちらについても質問等ありましたらお願いします。

立岡委員： 内閣府から出る3分の2のお金に、県が上乗せをして10分の8にするという形なのでしょうか。

共同参画社会推進課長： 仕組みはそうですが、10分の9、10分の8というのは国の方で決められていますので、それ以上県が上乗せをしてはいけなくなっております。

立岡委員： そのような縛りがあって、決められているということですね。

座長： ほかにいかがですか。

立岡委員： 3県全体で250,000千円なので、単純に70,000千円くらいが宮城県に配分されるということでしょうか。

共同参画社会推進課長： 3分の1頂ければ良いのですが、実際には福島県に手厚く配分されていて、特に福島県から県外避難された方々が多くなっているのです、若干福島が多め、宮城、岩手は少なめという状況になっております。

座長： ほかにいかがでしょうか。では、次に新産業振興課から「地域起業・新事業創出活動拠点運営事業」につきまして御説明をお願いしたいと思います。

新産業振興課長： 新産業振興課の吉田でございます。

資料7「地域起業・新事業創出活動拠点運営事業」について御説明いたします。「現状・課題」と記載した欄でございますが、被災地の現状については震災により事業所等が閉鎖し従業者数や雇用が減少しているという状況です。県では、グループ補助金の活用により事業所等の復旧を進めているところでございますが、産業基盤の整備の進捗状況等により地域経済の縮小が懸念されている状況でございます。一方で、復興の過程の中で新たなビジネスチャンスが生まれているという状況もございます。他方、国の成長戦略といたしましては、開業率の目標を欧米並みの10%台と掲げております。4.6%程度である日本の現状値を引き上げるという目的のもと「産業競争力強化法」の施行がされており、これに基づき市町村による創業支援を強化していく取組が進められるところでございます。このような背景から、起業の意欲のある方々が必要な支援を受けて新たなビジネスを生み出していく環境づくりが必要であるということで、今回の事業を考えていくところでございます。二つ目の事業の概要については、「産業競争力強化法」の施行を受けまして、県内に1か所、モデル的に起業支援事業をスタートさせるということで考えております。これにつきましては、市町村と連携した起業支援体制を構築し、起業家が抱える様々な課題等を解決するための相談対応やセミナー等を開催し、起業家が集まって事業の検討や情報交換等が行えるコワーキングスペースを設けるというのが一つの特徴になっております。このような場所の設定を通じ、地域の起業家同士の交流を図り、起業力の調整・定着を図ることを目標に掲げております。裏を御覧ください。この中で、県は委託事業として拠点運営事業者をお願いしたいと考えております。この事業者は公募で選定することを考えておりますが、この拠点運営事業者の方は市町村が作成いたします創業支援事業計画に事業を位置付けていただき、市町村と事業者が連携し市町村からの支援も受けながら、事業者が企画・運営を行うということでございます。こちらで起業のための支援に係る相談研修等を実施し、コワーキングスペースを運営し、交流促進・ネットワーク等の構築支援を行うという形になります。さらに、県といたしましてはみやぎ産業振興機構等を通じて活動拠点の運営等に係る支援をしていくことを考えております。参加者としましては、起業家等ということで県内で起業を予定している社会人、大学生、あるいは創業から3年以内の事業者、第二創業を行う方を対象として想定しているところでございます。前のページに戻っていただきまして、委託に当たっての条件等というところでございます。委託内容はただいま御説明したとおりですが、対象地域につきましては、震災による被害が大きく人口等が流出し、事業者等が大きく減少している市町を想定しております。委託事業者としましては、市町の創業支援事業計画の中で起業支援団体と位置付けられたところを想定しております。委託期間は、現在1年間という単年度事業で想定しております。対象経費は先ほど御説明したとおりですが、運営される団体の人件費や講師等への謝金等も対象にすることとしております。この事業につきましては、現在市町の意向も確認しなが

ら運営しやすい内容となるよう調整を進めているところでございます。年度末までに仕様を固めまして、4月に募集できるようなスケジュールを進めてまいりたいと考えております。以上です。

紅 邑 委 員： 2点ほど質問があるのですが、拠点運営事業者が手を挙げたところで、市町村側が手を挙げなければその事業者は選定されないということなのでしょうか。

もう一つは、結構盛り沢山の内容でありながら、10,000千円というのはなかなか厳しいと思うのですが、コワーキングスペースの運営に係る場所については市町村が提供するというようなことなのでしょうか。

新産業振興課長： まず、一つ目の市町との連携がないと事業者が参加できないのかというお話でしたが、今回の事業のスキームとして国の「産業競争力強化法」をベースに考えておりますので、この法律の考えや制度の枠組みの中で行いますと、申し訳ないのですが単独の事業者さんだけの希望で応募するというのは難しい状況があります。今後、市町の単独事業としても展開できる可能性がありますので、今回はある意味県がモデル的にやることで市町も取り組んでいきやすいような環境を作ればなと考えているところでございます。

二つ目の経費と場所の関係でございますが、市の方で場所を考えているという話もございますので、その辺りは実際に計画を作ることができる市町と事業者さんの間である程度調整をしていただき、経費を抑えるような工夫もできるのかなと考えております。運営される事業者さんが活動しやすい環境を作っていけるように、今後市町とも話をしていきたいと思っております。

紅 邑 委 員： 県が一緒になってやるのはモデル的に1か所ということですが、場合によっては市町が自主的にこのスキームを使って実施するということもありえるということでしょうか。

新産業振興課長： 国の市町に対する支援事業としてこの枠組みで別途ございまして、その場合にはコワーキングスペースを作るということは必ずしも義務になっていないものですから、今回は県としてこのような形を考えているところです。ただ、現状において各市町さんが制度を始めたときにすぐに動ける状態かというとなかなかそうもいかないと思っておりますので、県と1年目のモデル事業としてやっていただき、それを近隣の市町さんも参考にやっていただくというのも一つかなと考えております。

座 長： 実際には、1年たてば市町に引き継いでいくということを想定しているのですか。

新産業振興課長： 基本的には1年ということで考えております。市町単独で続けられる部分もございまして、うまく橋渡しをしていけるように、先を見据えながら取

り組んでいきたいと考えております。

立岡委員： 今年震災復興推進課が中心となって起業支援をやっていましたが、そこで創業した人たちをサポートするという位置付けなのだろうと思っていました。私もある団体の審査をやらせてもらった関係で思うことは、市町と一緒に話をして起業の手を挙げてきたところはある程度実施できる内容となっているので、そのようなところをサポートできる団体が運営を担ってもらえたらありがたいと思うのと同時に、起業した団体さんの組織力を上げるために、労務管理のサポートができる場所に担ってもらうのもありなのかなと思っていました。したがって、本業に専念するために労務管理の面倒を見てもらえるようにした上で、せつかく起業した団体が生き残っていけるようなサポートの拠点にしてもらえるようお願いいたします。

座長： 全体を通して御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

紅邑委員： 被災地においては、行政が主導して取り組みにくいところを住民の人が自ら動き出して取り組むというところが随分あるように思うんですね。そのような意味では、思いのある人を支えていくような人材育成にもっと力を入れていくと良いと思うのですが、一方で被災状況が地域によって多様であるため、一律に同じような支援をしていくのは厳しいのかなと思っています。地域の人や元々あった地域資源をうまく生かした形で、資金的支援や支える人たちを繋いでいくということが大切で、結論を急がない丁寧な支援が求められていると思います。先ほどの施策は形の上ではとてもきれいに揃っていると思うのですが、もう少し関わる方と丁寧に話をしながら、多様性を認めた形の支援や実施計画を希望したいなと思います。

座長： 最初の情報提供において、将来ビジョンと再生期の震災復興計画をどのように繋げたら良いのかというお話がありましたが、再生期においては被災地のコミュニティの再生や住民自身による町づくりということに注力していくと思います。将来ビジョンも実はそのような側面を含んでいて、少なくとも9ページの第4章将来ビジョンの三つの柱のうち、例えばⅡの「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の中で、被災地において復興を遂げていくための実施計画が県全体としてきちんと広がっていくべきではないかと思えます。宮城の将来ビジョンではたしかにⅡやⅢで安心や安全という面を含んでいるのですが、どうしても産業で富県になるというⅠの部分が強調されてしまいます。それももちろん大切ですが、そうでない側面もたくさん持っているので、再生期の復興計画では宮城の将来ビジョンをもっと評価していき、震災の被害が比較的少なかった内陸部にも波及していくための流れを県全体のシナリオとして作ってほしいと思います。

風見委員： 東北の中心である宮城県の復興の在り方として、コミュニティや地域を主体とした自立的な経済や豊かさを伝えることについて、もう1度考えてみる事が重要ではないかなと思います。東北の豊かなコミュニティを再構築して、その上に産業や自然を作り上げていくということを冒頭で書くのか、もしくは何か繋ぐ言葉があっても良いのかなと思います。難しい注文かもしれませんが、その辺りがはっきりすることによって宮城県は東北の復興が具体化するための指針をしっかりと打ち立てたと言えるのではないのでしょうか。

座長： ほかにいかがでしょうか。それでは次に、宮城県被災者復興支援会議の振り返りとこの後どのようにされていきたいのかということについて、事務局からお願いしたいと思います。

事務局： 資料8を御覧ください。「宮城県被災者復興支援会議」は、目的にありますとおり被災者支援に取り組む団体の代表の方々や有識者の皆様に一堂に会していただき、被災地の課題の把握や情報の共有化を図るとともに、県事業をはじめとする各種支援事業の施策に関して本日のように意見交換をする場として設定させていただきました。平成24年10月を初回に今まで8回開催してまいりまして、そのときどきの復興の状況に応じ、支援活動の状況、保健福祉の現状やまちづくりの進捗状況、起業等、テーマを設けて議論していただくとともに、石巻市や山元町、岩沼市で現地会議を開催してきたところでございます。多くの御意見や提言をいただきましたが、その中でも8項目をピックアップして、主な意見とそれに対する県の取組ということで2ページ以降に書いております。こちらは、時間の都合上割愛させていただきました。4、5ページの今後の会議の持ち方について御説明したいと思います。まず、会議の開催方法を変更する理由といたしましては、発災後被災地では住民が参加する様々な活動が起こってまいりましたが、2年、3年と活動を続ける中で壁に突き当たり活動が停滞するという事例の報告が寄せられております。また、他地域でも参考となる素晴らしい活動なのに地元でもあまり知られておらず、広がり欠ける場合等が見受けられました。そのような状況から、県といたしましては次のステップとして被災地で芽吹いた取組を根付かせて、それを更に広げるということに取り組んでいこうと考えておりました。県をはじめとする支援活動に関わる皆様に現地に赴き、広く被災者や被災地の支援活動に関わる人たちの声に耳を傾け、意見交換を図る場として「(仮称)みやぎ地域復興支援会議」を新たに設置したいと考えております。ポンチ絵といたしまして5ページに書かせていただいておりますが、この会議では現在のように委員を固定して議論するのではなく、被災地域の抱える様々な課題の中からテーマを設定し、地域で活動されている方々にお集まりいただき、それぞれの立場から復興が1日も早く進むためにどう取り組むべきか、誰と誰が取り組むと更に広がるか等、課題解決に向けた議論とともに情報とひとまず出会う場として設定できればと考えております。

例えば、今後の被災地を担うであろう若年層や子育て世代の女性から先導的な取組を発表していただき、市町村や専門家、地域の住民の皆様も巻き込んだ活動を地域に根付かせるきっかけにするとともに、地域住民の意欲醸成を行い将来の地域人材の発掘や育成にも繋がればと期待して実施したいと考えております。年に3～4回、被災地域を回って開催することを想定しております。現在の被災者復興支援会議のメンバーの皆様には引き続き可能な限り当会議に御参加いただき、それぞれの分野の専門家として御意見を頂戴できればと考えております。県として今考えている素案でございますので、皆様から意見を頂戴できればと思います。以上です。

座長： 「(仮称)みやぎ地域興支援会議」という形で、今後の再生期において支援の在り方そのものを変えて展開していきたいということでした。ここに参加いただいている委員の皆様方が引き続きということではなくて、この後は別の形で更に展開していくということだと思いますが、今回の提案について御意見等ありましたらお願いします。

遠藤委員： 3つほどアイデアと意見を混ぜながらお話させていただければと思います。方向性として同様の似たような取組があるので、そのようなところに県の担当者の方も出ていただいて、県でなければできない県の強みを生かした上で、それらの取組とかぶらないものやっていたらと思います。また、同様の取組をされているところにもそれなりの知見が集まっているかと思っておりますので、そこはお互いに交流しながらやっていけたら良いかと思っております。二つ目ですが、8回やってきたこの会議について、県の皆様は成功だと思っていられるのか、もしくは少し足りなかったと思っていられるのか気になるころではあるのですが、県の皆様がお考えになった事業が確定する前にいろいろな方と御意見を交換する非常に重要な場がある意味1つ失われるということにもなるかと思っております。施策が決定する前の方向性が出たような段階で、政策提言や意見交換といった政策形成のキャッチボールができる機会を今回の委員の方のみならず何か作っていただけると良いかと思っておりますので、御検討いただけたらと思います。あともう一つは、県の施策が成果を出していく段階において、民間の方が十分に理解してうまく活用しないことには成果が出ないと思っておりますので、県の皆様が作った施策が十分に民側に伝わるためには、やはり民間の人とどのようにやっていくかということが重要になると思っております。活動団体や活動されている民側もテーマごとに縦割りになりがちですが、民側が近い分野の他の施策についていろいろと知っていることが民側の連携に繋がり、そのことで行政を繋ぎながら物事を運ぶことができると思っておりますので、冒頭で保健福祉総務課さんから御説明いただいたような関連する部局をまたいだ施策が民側に分かりやすく伝わる資料を作っていただきながら、どんどんアピールしていただければと思います。以上です。

鈴木委員：被災地に出かけて行き、その住民も交えて意見交換をすることは非常に重要なことだと思います。ただ、どこの地域で何をテーマに議論するか、誰に参加してもらうのかによって成果が違ふと思いますので、テーマや地域設定についての意見をこの会議に集まった有識者や支援団体から意見を聞きながら県で決めるルートがあると良いなと思います。弁護士会でも、各自治体にヒアリングに行き声を聞いておりますので、この地域で会議をやりたいというときに調査の結果得られた情報を提供することもできるのではないかと考えております。それから、どこの地域で開催するかということについては、例えば防災集団移転事業が始まっている地域において活用が少ない私的整理ガイドラインがどのように受け止められているのか、住民が困った問題を抱えていないのかということも興味がありますので、そのようなテーマも取り上げていただくと良いなと思っております。以上です。

渡辺委員：円卓会議のようなものは各地で既におやりになっている方々がいると思いますので、そのようなところと3～4回共催した方が実効性が高まると思います。彼らは、どこで行政を巻き込むか、地域の中で重要な方々と繋がりたいものの、今までの円卓会議では呼べなかったという思いを抱えているかと思うので、3～4回とは申しませんが、1～2回はそのような試みをしていただければなと思います。

太田委員：渡辺さんのお話に重なりますが、今までは県の方から情報提供していただいて私たちが意見を述べさせていただくというパターンが多かったかなと思うのですが、できれば県の方も同じ円卓に付いていただきもっと距離を縮めると、ざっくばらんな意見交換ができると思います。そのような場になることによって、現場で活動している人たちから「各市町とのやり取りの中でこのようなことが問題としてあるのですが、県の方で何か解決方法はないでしょうか。」というようなお話も出てくるかと思っておりますので、今後の会議の形式については検討していただければと思います。

座長：どうもありがとうございました。もし他に御意見がなければ終了したいと思います。先ほどから何度もお話がありますように、このメンバーでの「宮城県被災者復興支援会議」はひとまず終了となります。平成24年10月から1年半という比較的短い期間でしたが、このような形で会議を開催したことにつき、また皆様から多面的な御意見を頂いたということにつきましては、座長である私からも感謝を申し上げて今日の会議を閉じたいと思っております。どうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。以上をもちまして、「宮城県被災者復興支援会議」を終了したいと思います。本日はありがとうございました。